

福祉サービスに関する「苦情申し出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定に基づき、本会が提供する福祉サービスに関する利用者からの苦情に適切に対応するため、次のような体制で解決に努めておりますので、お知らせいたします。

- 1 苦情解決責任者 津田 博之 (事務局長)
- 2 苦情受付担当者
 - 居宅介護支援事業所 稲沢 真希子 (介護事業係長)
 - 訪問介護事業所 稲沢 真希子 (介護事業係長)
 - 障害児者相談支援事業所 稲沢 真希子 (介護事業係長)
 - りんどう作業所 猿田 有樹 (りんどう作業所長)
 - 那須地区地域包括支援センター 山下 里美 (主任介護専門員)
- 3 連絡先 〒325-3215
那須町大字寺子乙2566-1 ゆめプラザ那須内
TEL 72-5133
FAX 72-0416
TEL 72-0362 (りんどう作業所)
FAX 74-5810
TEL 71-1138 (那須地区地域包括支援センター)
- 4 苦情解決第三者委員 高久 孝 (民生委員)
稲沢 道夫 (民生委員)
吉田 文枝 (民生委員)
- 5 苦情の処理方法等
 - (1) 苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付けております。
 - (2) 苦情受付の報告、確認
受付けた苦情は、苦情解決担当者や第三者委員に報告されます。(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く)
 - (3) 苦情解決の方法等
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合いをし、解決に努めます。その際、第三者委員の助言や立会いを求めることもできます。